

# 開発供給等促進業務の概要

- 対象資金  
特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律に基づく**認定開発供給事業者又は認定導入事業者**が**認定開発供給計画又は認定導入計画**に従って**特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等**を行うために必要な資金
- 貸付対象となる事業の規模  
原則として**50億円以上**
- 貸付期間  
**5年以上**
- 貸付金利  
一般の金融情勢等に応じ、その**原資が財政投融资資金であることを踏まえて定める**
- 民業補完・協調原則  
原則として、**他の金融機関等と協調して実施**

